

# ほんかわ 竹原市を流れる本川流域に対して 特定都市河川の指定 に向けた手続きを進めています



## 流域治水とは

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。

流域治水では、

① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策

② 被害対象を減少させるための対策

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

をハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に進めていきます。

## 特定都市河川について（特定都市河川浸水被害対策法の適用）

本川流域では、平成30年7月豪雨や令和3年7月の大雨により、大規模な浸水被害が発生しました。

そのため、水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである「特定都市河川」への指定に向けた手続きを進めているところです。

特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、流出抑制対策等に係る新たな予算・税制措置等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

ハード整備の  
加速化

雨水流出の  
増加を抑制

流域の貯留・  
浸透機能の向上

水害リスクを  
踏まえた  
土地利用

水害に強いまちへ

### ■ 流域内の次のような行為について広島県の許可が必要になります ■

特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、広島県の許可（貯留・浸透施設の整備）が必要になります。

新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模以上の行為（雨水浸透阻害行為）に対して、その対策を義務付けるものです。



- 図に示すような行為面積が1,000m<sup>2</sup>以上の場合、許可（対策）が必要となります
- 田畑や原野を、**宅地や舗装、資材置き場等**にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。

